

岩手県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

平成29年10月6日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

選挙時登録の基準日 平成29年10月9日